

V 教育用ネットワークの管理に関する規程

1. ネットワーク運用規程

第1条 この規定は、「IT教育センターネットワーク管理運用規定」を受けて、本校におけるネットワークの利用について必要な事項を定めるものである。

第2条 ドメイン名、学校代表メールアドレスおよびホームページアドレスは次の通りとする。

- (1) ドメイン名 : 「yomitan-h.open.ed.jp」
- (2) メールアドレス : 「school@yomitan-h.open.ed.jp」
- (3) ホームページアドレス : 「http://www.yomitan-h.open.ed.jp/」

第3条 教育用ネットワークを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校職員
- (2) 本校生徒
- (3) その他情報システム委員会が適当と認めた者

第4条 教育用ネットワークの利用は、原則として教育研究を目的とするものおよび児童生徒の教育活動とする。

第5条 教育用ネットワークの利用にあたって、次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) ユーザIDの第三者への譲渡、貸与
- (2) パスワードの第三者への開示
- (3) プライバシーおよび著作権等の法令に定める権利の侵害
- (4) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
- (5) 他人を誹謗・中傷するような行為
- (6) 営利を目的とした行為
- (7) 不正な利用またはそれを助ける行為
- (8) 他者のプログラムやデータ等を独断で改変または破壊する行為
- (9) その他法令および社会慣行に反する行為

第6条 利用者がこの規定に違反した場合は、「情報システム委員会」はその利用を停止または禁止することができる。

2. Webページの作成および公開に関する規定

第1条 Webページは、情報係が管理・運用する。

第2条 Webページの構成は、情報係が行う。

第3条 Webページにおいて一般公開される各ページは、学校長の承認を得たものに限る。

第4条 Web ページを作成・公開できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校職員
- (2) 本校生徒
- (3) その他校長が適当と認めた者

第5条 すべての Web ページにおいて、以下の事項を表示しなければならない。

- (1) 著作権に係わる適切な表示
- (2) 第三者による複製、引用、URL公開の可否など、使用許諾条件の明示
なお、詳細に関しては、共通で利用できるページにリンクを設定することで対応してもよい。

第6条 Web ページの作成にあたって、次の各号に掲げるものは禁止する。

- (1) プライバシー及び著作権等の法令に定める権利を侵害するもの
- (2) 写真と名前によって、個人が特定できるようなもの
- (3) 本人または保護者の許可が得られていないもの
- (4) ネットワークの運用に支障を及ぼすようなもの
- (5) 他人を詐称するもの
- (6) 営利を目的としたもの
- (7) その他法令及び社会慣行に反するもの

3. 個人情報保護に関する規定

(総則)

第1条 個人情報の重要性を認識し、沖縄県個人情報保護条例及びその他の法令等を遵守し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努める。

(個人情報の取得)

第2条 個人情報を取得する際には、利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得する。

(個人情報の利用)

第3条 取得した個人情報を、取得する際に明示した利用目的の範囲内で、教育活動の必要な限りにおいて利用する。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法令等に定める場合を除き、個人情報を事前に本人に同意を得ることなく第三者に提供しない。

(個人情報の安全管理)

第5条 個人情報の紛失、破壊、改ざん・漏えい等を防止するため、必要かつ適正な安全管理措置を講じる。

(個人情報の第三者への委託)

第6条 個人情報取扱事務を外部委託する場合は、個人情報が安全に管理されるよう必要な措置を講じる。

(個人情報の開示・訂正・利用停止)

第7条 保有する個人情報について、その本人からご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止の依頼があった場合、法令等に基づき適切に対応する。

4. 個人所有コンピュータの利用に関する規定

(総則)

第1条 この規定は本校における個人所有コンピュータの利用について必要な事項を定めるものである。

(校内LAN接続申請義務)

第2条 個人所有コンピュータを使用し校内LANに接続する場合は、個人所有コンピュータ校内LAN接続申請書(第1号様式)を校長に届け出なければならない。

第3条 校内LANへの接続を廃止する場合や個人所有コンピュータに変更があった場合は、個人所有コンピュータ校内LAN接続申請書(第1号様式)を校長へ届け出なければならない。

(校内LAN接続許可条件)

第4条 個人所有コンピュータの校内LANへの接続許可については、ウイルス対策ソフトが導入されており、ウイルス定義ファイルが常に最新であることを条件とする。

(禁止事項)

第5条 生徒等の個人情報及び校務に係るデータについては、学校外への持ち出しを禁止する。

第6条 ファイル交換ソフトがインストールされている個人所有コンピュータの校内での利用は禁止する。

第7条 無線LANの利用は禁止する。

第1号様式

個人所有コンピュータ校内LAN接続申請書

平成 年 月 日

沖縄県立読谷高等学校

校長 殿

職名 _____

氏名 _____ 印

「個人所有コンピュータの利用に関する規定」に基づき、下記のとおり申請します。
なお個人所有パソコンを校内LANに接続し使用する場合は、下記の確認事項を守り、
個人情報及び校務に関わる情報等の取扱いに充分注意した上で使用いたします。

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 : 変更内容 ()
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
校内LAN接続	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

【確認事項】

1. 個人情報及び校務に関わる情報等が記載されている公文書、デジタルデータについては、校内の定められた場所に保管し、原則として持ち出しを行わない。
2. コンピュータの使用に関しては、原則として、教材作成等の範囲内とし、個人情報及び校務に関わる情報等に関するデータの取り込み及び作成を行わない。

附則 この管理運用規定は、平成21年10月1日から施行する。

平成25年6月19日 一部削除・改正